



# 鳥取県公報

平成16年 6月15日(火)  
第 7 5 9 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	鳥取県市町村合併支援交付金条例第 4 条第 4 項に規定する各年度の合併交付金の交付額の合計額の限度とする額 (459)(市町村振興課)..... 1
	青少年に有害な図書類の指定 (460)(協働推進室)..... 1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (461)( " )..... 2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (462)(障害福祉課)..... 2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (463)( " )..... 3
	結核予防法による医療機関の指定 (464)(健康対策課)..... 3
	サクラソウ保護管理事業計画の認定 (465)(環境政策課)..... 3
	家畜伝染病の発生 (466)(畜産課)..... 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (467)(八頭地方農林振興局)..... 4
<b>選管告示</b>	個人演説会等を開催することができる施設の指定 (36)..... 4
<b>調達公告</b>	公募型プロポーザル方式による業務委託の受託者の選定 (空港港湾課)..... 5
<b>正 誤</b>	平成16年 5月25日付鳥取県告示第418号中訂正..... 7

## 告 示

### 鳥取県告示第459号

鳥取県市町村合併支援交付金条例(平成13年鳥取県条例第 5 号。以下「条例」という。)第 4 条第 4 項の規定により、同項の一の特例合併市町村及び当該特例合併市町村に係る合併特例法第 2 条第 3 項に規定する合併関係市町村に対する各年度の合併交付金の交付額の合計額の限度とする額を次のとおり定め、平成16年 6月15日から施行する。

平成16年 6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

条例第 4 条第 4 項に規定する知事が別に定める額は、次に定める算式により算定した額(その額が10億円を超える場合は、10億円)とする。

$$3 \text{ 億円} + 1 \text{ 億円} \times (\text{当該合併関係市町村の数} - 2)$$

### 鳥取県告示第460号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)第13条第 1 項の規定に基づき、同項第 1 号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成16年 6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定 番号	種 別	図 書 類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
6968	雑誌その他の の刊行物	キャンディータイム 2004.A P L . 4	雑誌 12911 - 4	富士美出版株式会社
6969	雑誌その他の の刊行物	ギガロック VOL.1 月刊コミックパズ5月号 増刊	雑誌 13628 - 05	株式会社 幻冬舎
6970	雑誌その他の の刊行物	実話ゴッキン! 週刊実話 別冊 2004 4 / 5号	雑誌 20327 - 4 / 5	株式会社日本ジャーナ ル出版
6971	雑誌その他の の刊行物	月刊 実話ドキュメント 2004 4月号	雑誌 05267 - 4	株式会社一水社
6972	雑誌その他の の刊行物	エルティーン COMIC 4	雑誌 11951 - 4	近代映画社

**鳥取県告示第461号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年8月2日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 申請のあった年月日

平成16年6月2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 大山・日野川自然の会

## 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

鷲見 寛幸

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

日野郡溝口町金屋谷757 - 6

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、大山・日野川水系地域において、環境問題や自然保護に関する事業を行い、地方と都市部との環境の相互理解を推進し、地域の環境を生かした保護活動、その他環境についての社会問題を提言するとともに、環境保護についての普及、啓発活動を通じて地域の活性化、さらに社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第462号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
医療法人 厚生会	米子市彦名町 1250	デイサービスセンター ひこな	米子市彦名町1210 - 1	デイサービス	平成16年 6 月 4日

**鳥取県告示第463号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年 6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉 法人和	倉吉市福庭町 一丁目365 - 2	ボン・チャンス	倉吉市福庭町一丁目 365 - 2	デイサービス	平成16年 6 月 4日

**鳥取県告示第464号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	指定年月日
たんぼ薬局	鳥取市西町一丁目211	平成16年 5月10日
尾高薬局	米子市尾高2775 - 2	平成16年 6月 1日

**鳥取県告示第465号**

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づきサクラソウ保護管理事業計画を認定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年 6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 住所 日野郡江府町大字江尾505
- 2 氏名 江府町希少植物保護の会 代表 竹内 幸夫
- 3 保護管理事業の内容

サクラソウ自生地の生育環境の改善を図るため、周辺の針葉樹（ヒノキ）の伐採及び落葉樹（コナラ等）の植栽を行う。

4 認定年月日 平成16年6月8日

#### 鳥取県告示第466号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	2	西伯郡会見町浅井201	平成16年6月8日

#### 鳥取県告示第467号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年6月15日

鳥取県八頭地方農林振興局長 近 藤 元

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字小河内字小原807、807の2から807の4まで、819、819の1、819の2、字奥山935の305

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県八頭地方農林振興局林業振興課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第36号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年6月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

施設の名称	所在地
鳥取県立鳥取産業体育館	鳥取市天神町50 - 2

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成16年 6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 業務の概要

(1) 業 務 名 鳥取港新ボートパーク管理運営業務委託

(2) 業務場所 鳥取市港町

#### (3) 施設概要

係留施設(水域) 141隻収容

保管施設(陸上) 182隻収容

駐 車 場 142台収容

ト イ レ 1 棟

敷地面積 22,785平方メートル

#### (4) 業務内容

本件業務は、鳥取港周辺の湖山川等河川区域におけるプレジャーボートの不法係留に起因する騒音、違法駐車等の周辺住民に対する社会的問題の解消及びマリンスポーツの安全・健全な発展を目的として整備した鳥取港新ボートパーク(以下「新ボートパーク」という。)に係る次の業務について委託するものである。

ア 施設及び設備の点検及び小規模な修繕

イ 施設内の環境美化

ウ トイレの電気及び水道の使用料金の支払い

エ 新ボートパーク利用者に対する適正使用の啓発

オ 新ボートパークの船艇保管状況の確認

(5) 委託期間 契約日から平成17年 3月31日まで

(6) 委 託 料 2,500千円程度(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

### 2 応募資格

鳥取県内に本店又は住所を有する者であって、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年 6月15日(火)から 7月 1日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者又は同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

(3) 平成16年 6月15日(火)から 7月 1日(木)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(4) 港湾法(昭和25年法律第218号)及び鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第 6号。以下「港湾条例」という。)の規定により港湾施設等の使用許可等を取り消され、又は罰則に処せられた者で、当該処分

を受けた日から1年を経過しない者でないこと。

- (5) 国税又は地方税に関する法律に基づく税金の納付を滞納している者でないこと。
- (6) 港湾法又は港湾条例に基づく港湾施設等の使用料等の納付を滞納している者でないこと。

### 3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、鳥取港新ボートパーク管理運営業務委託企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、下記の事項について行う。

- (1) 管理運営計画が適切なものであること。
- (2) 管理運営計画を確実に実施するに足りる人的能力を有すること。
- (3) 管理運営計画が新ボートパークの設置目的を適切に推進するものであること。
- (4) 業務委託経費の見積額

### 4 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部空港港湾課

電話 0857 - 26 - 7405

ファクシミリ 0857 - 26 - 8310

電子メールアドレス kuukoukouwan@pref.tottori.jp

- (2) 企画提案募集要領の交付

#### ア 交付期間

平成16年6月15日（火）から同月21日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### イ 交付場所

(1)に同じ。

- (3) 現地説明会

#### ア 開催日時

平成16年6月22日（火）午前10時から午前11時まで

#### イ 開催場所

鳥取市港町8 鳥取港湾事務所会議室

- (4) 質問の受付

#### ア 提出方法

この公告について質問がある場合には、質問書を作成し、郵便、ファクシミリ又は電子メールを利用して鳥取県県土整備部空港港湾課に提出すること。

#### イ 提出期間

平成16年6月15日（火）午前9時から同月21日（月）午後5時まで

- (5) 企画提案書の提出

#### ア 提出方法

持参すること。

#### イ 提出場所

(1)に同じ。

#### ウ 受付期間

平成16年6月22日（火）から7月1日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

### 5 契約の締結

最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、3の評価委員会による審査の結果、その

提出した企画提案書が優れていると認められた順に、その提出者と順次契約の交渉を行う。

6 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

4の(1)と同じ。

(3) 詳細は、企画提案募集要領による。

正 誤

平成16年 5月25日付鳥取県告示第418号（国土調査法による事業計画の決定について）中次の個所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4

行 2から6まで

誤	船岡町	八頭郡船岡町大字福井、大字隼福、大字郡家及び大字見槻中の各一部	"	0.38
---	-----	---------------------------------	---	------

正	船岡町	八頭郡船岡町大字福井、大字隼福、大字郡家、大字見槻中及び大字船岡の各一部	"	0.65
---	-----	--------------------------------------	---	------

頁 4

行 14から16まで

誤	用瀬町	八頭郡用瀬町大字別府の一部	"	0.57
---	-----	---------------	---	------

正	用瀬町	八頭郡用瀬町大字別府の一部	"	1.85
---	-----	---------------	---	------

頁 4

行 18から28まで

誤	気高町	気高郡気高町大字日光及び大字下坂本の各一部	"	2.56
---	-----	-----------------------	---	------

	東郷町	東伯郡東郷町大字龍島及び大字旭の全部並びに大字川上、大字久見、大字畑、大字松崎及び大字藤津の各一部	"	1.53
--	-----	---	---	------

	三朝町	東伯郡三朝町大字久原、大字曹源寺、大字上西谷、大字福本、大字穴鴨、大字下西谷、大字鎌田、大字余戸及び大字助谷の各一部	"	7.24
--	-----	--	---	------

正	気高町	気高郡気高町大字日光及び大字下坂本の各一部	"	0.59
---	-----	-----------------------	---	------

	東郷町	東伯郡東郷町大字龍島及び大字旭の全部並びに大字川上、大字久見、大字田畑、大字中興寺、大字松崎及び大字藤津の各一部	"	1.53
--	-----	--	---	------

	三朝町	東伯郡三朝町大字久原、大字曹源寺、大字上西谷、大字福本、大字穴鴨、大字下西谷、大字鎌田、大字余戸及び大字助谷の各一部	"	5.71
--	-----	--	---	------

頁 4

行 38から40まで

誤	西伯町	西伯郡西伯町大字猪小路の各一部	"	1 . 2 3
---	-----	-----------------	---	---------

正	西伯町	西伯郡西伯町大字猪小路の一部	"	1 . 2 3
---	-----	----------------	---	---------

頁 4

行 42から44まで

誤	岸本町	西伯郡岸本町久古及び小林の各一部	"	1 . 7 4
---	-----	------------------	---	---------

正	岸本町	西伯郡岸本町口別所、久古、吉定、福岡、岸本、小林及び真野の各一部	"	1 . 1 2
---	-----	----------------------------------	---	---------

頁 4

行 58から62まで

誤	江府町	日野郡江府町大字助沢の一部	"	0 . 3 8
---	-----	---------------	---	---------

	溝口町	日野郡溝口町父原の一部	"	1 . 3 5
--	-----	-------------	---	---------

誤	江府町	日野郡江府町大字助沢の一部	"	0 . 5 4
---	-----	---------------	---	---------

	溝口町	日野郡溝口町父原の一部	"	0 . 8 8
--	-----	-------------	---	---------